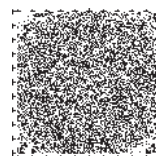
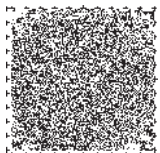


第6章 介護保険事業の円滑な運営





第1節 保険給付費等の見込み

1 介護保険給付に係る介護保険料算定の流れ

介護給付費等の見込みについては、第6期の実績を踏まえたうえで、介護給付・予防給付などの各サービスの特性を考慮し、また基盤整備の計画を勘案して推計し、第7期の3年間に必要な在宅サービスや施設サービスなど各サービスにかかる費用「総給付費」を推計しました。

【介護保険料算定の流れ】

1. 被保険者数の推計

推計人口に基づき、平成30年度から平成32年度までの被保険者数を推計する。

2. 要支援・要介護認定者数の推計

平成27年度から平成29年度までの被保険者数に対する要支援・要介護認定者数に基づき、1で推計した被保険者数を用いて要支援・要介護認定者数を推計する。（第2号被保険者含みます）

3. サービス別の量の見込み

平成27年度から平成29年度までの給付実績を分析・評価し、平成30年度から平成32年度までの見込量を推計する。

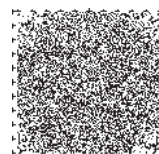
4. 保険給付費・地域支援事業費の推計

サービス量の分析及び新たなサービスの見込みを基に、医療ニーズの状況も勘案しながら、総合的にサービス利用量を推計し、3年間（平成30～32年度）の必要給付費を算出する。また、補足給付費や高額介護サービス費等の推計も行い、給付費に加える。さらに、平成28年度・平成29年度の実績を踏まえ、地域支援事業費の算出を行う。

※補足給付費とは、低所得者の施設入所時等に係る食費・居住費を軽減するための給付

5. 保険料基準額の設定

平成30年度から平成32年度までの保険給付費推計、保険料段階別の被保険者数の推計及び国が示す保険料算定に必要な係数を基に、介護保険料月額基準額を設定する。



2 高齢者人口及び第1号被保険者

(1) 人口及び高齢者数

第6期中，総人口及び高齢者人口は増え続けています。内訳をみると，後期高齢者の増加が著しく，平成28年度には後期高齢者が前期高齢者を上回りました。

第7期における高齢者人口等を推計すると，総人口，高齢者人口はともに増加し，後期高齢者数のさらなる増加も見込まれます。

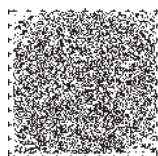
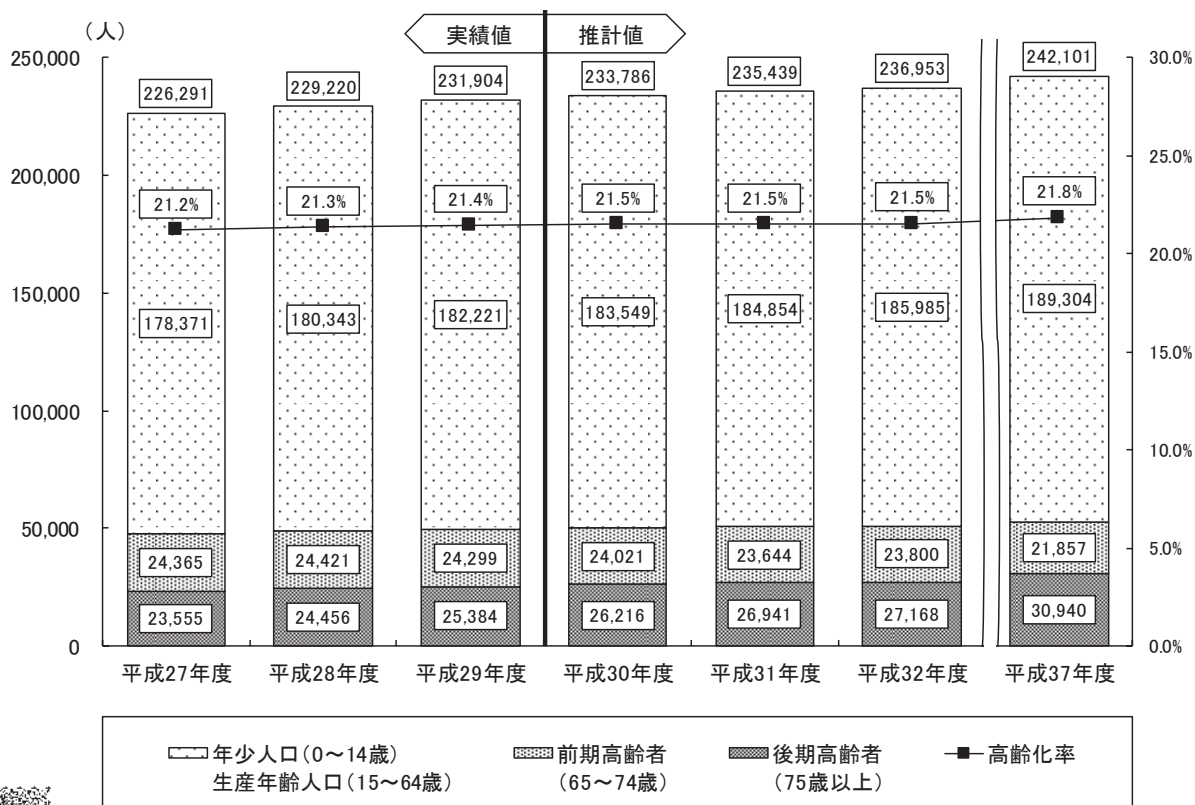
【総人口・高齢者人口の推計】

(単位：人)

	実績値			推計値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総人口	226,291	229,220	231,904	233,786	235,439	236,953	242,101
高齢者人口	47,920	48,877	49,683	50,237	50,585	50,968	52,797
高齢化率	21.2%	21.3%	21.4%	21.5%	21.5%	21.5%	21.8%
前期高齢者	24,365	24,421	24,299	24,021	23,644	23,800	21,857
前期高齢化率	10.8%	10.7%	10.5%	10.3%	10.0%	10.0%	9.0%
後期高齢者	23,555	24,456	25,384	26,216	26,941	27,168	30,940
後期高齢化率	10.4%	10.7%	10.9%	11.2%	11.4%	11.5%	12.8%

※ 各年度10月1日時点。

【総人口・高齢者人口の推計】



(2) 被保険者数

第7期には、第1号被保険者、第2号被保険者とも増加することが予想されます。

第1号被保険者は、第6期の時点で後期高齢者数が前期高齢者数よりも多くなりましたが、さらに増加していくことが予想され、それに伴う要支援・要介護認定者と介護給付費の増加も予想されます。

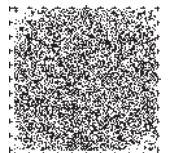
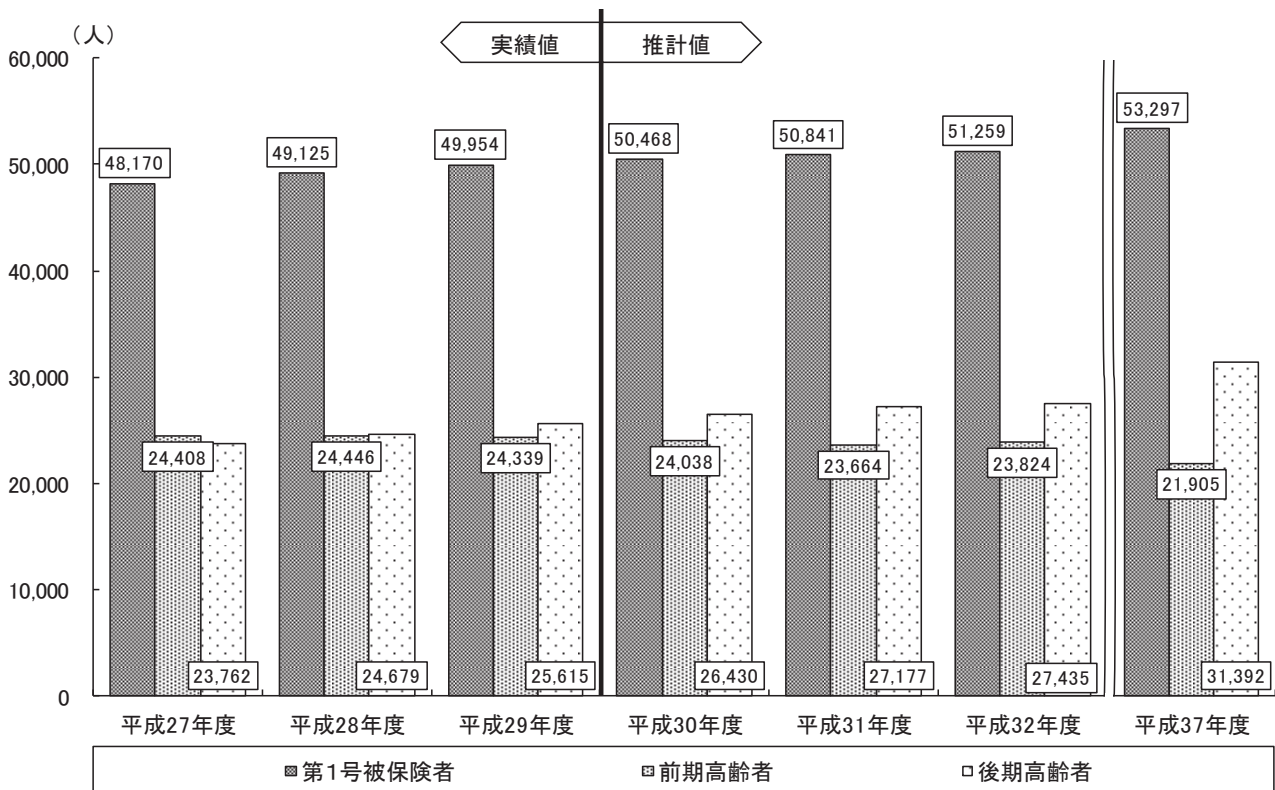
【被保険者数の推計】

(単位：人)

	実績値			推計値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
第1号被保険者	48,170	49,125	49,954	50,468	50,841	51,259	53,297
前期高齢者	24,408	24,446	24,339	24,038	23,664	23,824	21,905
後期高齢者	23,762	24,679	25,615	26,430	27,177	27,435	31,392
第2号被保険者	78,666	80,052	81,348	82,816	84,219	85,488	89,846
被保険者数合計	126,836	129,177	131,302	133,284	135,060	136,747	143,143

※ 各年度 10月1日時点。

【被保険者数の推計】



(3) 要支援・要介護認定者数

高齢者人口の増加に伴い、第7期中においても要支援・要介護認定者数、認定率も上昇することが見込まれます。

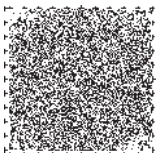
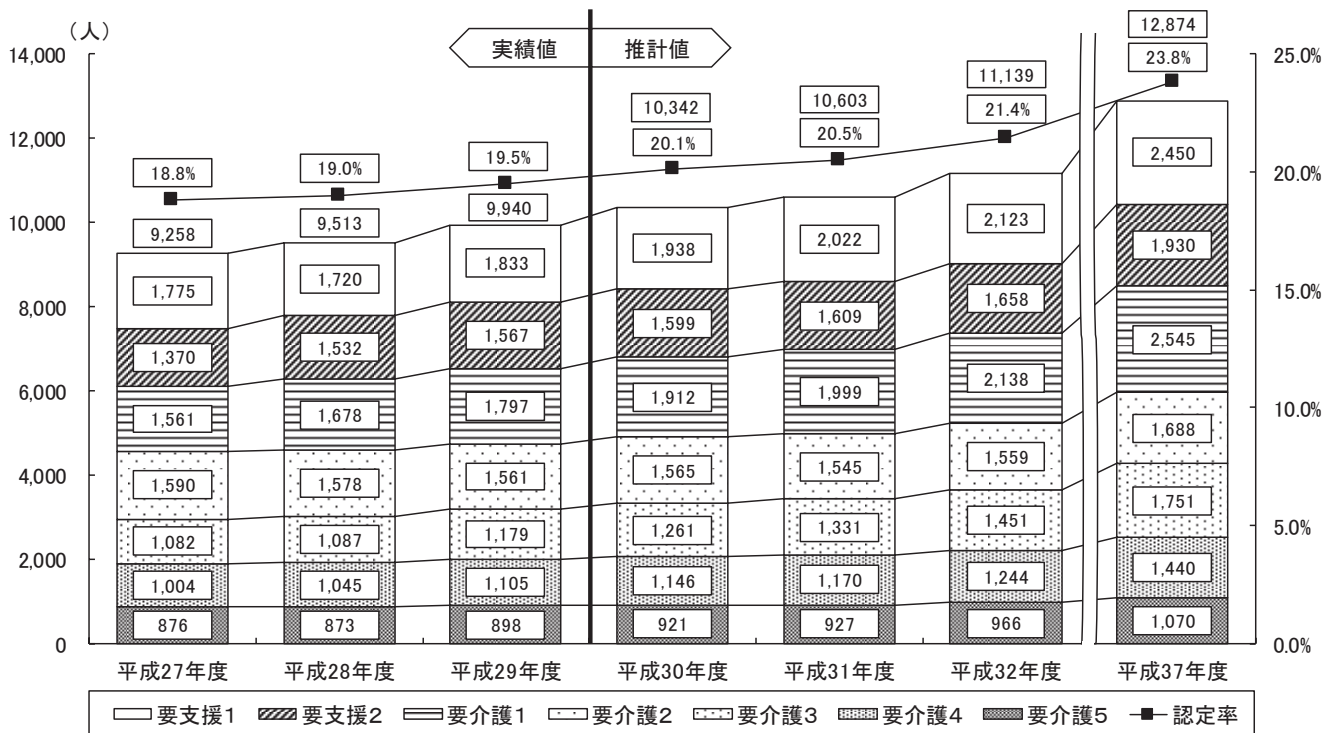
【要支援・要介護認定者数の推計】

(単位：人)

	実績値			推計値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	1,775	1,720	1,833	1,938	2,022	2,123	2,450
要支援2	1,370	1,532	1,567	1,599	1,609	1,658	1,930
要介護1	1,561	1,678	1,797	1,912	1,999	2,138	2,545
要介護2	1,590	1,578	1,561	1,565	1,545	1,559	1,688
要介護3	1,082	1,087	1,179	1,261	1,331	1,451	1,751
要介護4	1,004	1,045	1,105	1,146	1,170	1,244	1,440
要介護5	876	873	898	921	927	966	1,070
合計	9,258	9,513	9,940	10,342	10,603	11,139	12,874
認定率	18.8%	19.0%	19.5%	20.1%	20.5%	21.4%	23.8%

※ 各年度10月1日時点。

【要支援・要介護認定者数の推計】



3 介護給付費の見込み

(1) 居宅サービス・介護予防サービスの給付費

居宅サービスについては、第6期の実績に基づき、在宅で暮らし続けるためのサービスや医療系サービスの伸びを見込み、推計しました。

見込みに当たっては、中重度の方への対応を考慮し、また、訪問看護や訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションなど医療系サービスの伸びが大きかったことも勘案し、それらの伸びを見込み推計しました。

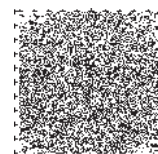
また、介護予防サービスについても医療と介護の連携を考慮し、医療系サービス利用者数の増加を見込み推計しました。

① 訪問介護

		第7期見込み			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
訪問介護	千円	1,353,555	1,490,785	1,685,249	2,777,067
	回	37,873	41,648	47,066	77,830
	人	1,584	1,644	1,719	2,076

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

		第7期見込み			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
訪問入浴介護	千円	87,680	90,592	98,989	115,333
	回	583	602	657	766
	人	120	122	130	137
介護予防 訪問入浴介護	千円	0	0	0	0
	回	0	0	0	0
	人	0	0	0	0



③ 訪問看護・介護予防訪問看護

		第7期見込み			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
訪問看護	千円	624,458	745,292	861,314	1,073,838
	回	10,452	12,357	14,200	17,447
	人	1,148	1,334	1,506	1,736
介護予防訪問看護	千円	78,077	86,801	97,041	102,505
	回	1,642	1,824	2,039	2,150
	人	220	253	294	340

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

		第7期見込み			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
訪問リハビリテーション	千円	67,060	72,118	78,651	97,856
	回	1,834	1,976	2,158	2,697
	人	165	174	189	218
介護予防訪問リハビリテーション	千円	12,197	13,231	16,597	24,409
	回	342	371	465	683
	人	33	34	40	46

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

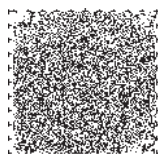
		第7期見込み			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
居宅療養管理指導	千円	298,728	310,219	354,551	394,564
	人	1,803	1,872	2,139	2,379
介護予防居宅療養管理指導	千円	28,262	30,574	33,171	39,923
	人	196	212	230	277

⑥ 通所介護

		第7期見込み			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
通所介護	千円	1,277,407	1,287,992	1,338,419	1,567,400
	回	13,807	14,019	14,624	17,478
	人	1,476	1,483	1,535	1,778

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

		第7期見込み			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
通所リハビリテーション	千円	321,922	347,112	394,471	609,188
	回	3,079	3,350	3,807	5,945
	人	382	385	409	476
介護予防通所リハビリテーション	千円	71,625	74,106	76,308	88,702
	人	194	202	209	243



⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

		第7期見込み			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
短期入所生活介護	千円	321,653	326,548	354,863	475,737
	日	3,121	3,170	3,427	4,500
	人	337	343	366	438
介護予防短期入所生活介護	千円	4,374	5,770	7,165	14,097
	日	57	75	93	182
	人	7	7	7	7

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

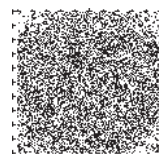
		第7期見込み			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
短期入所療養介護	千円	78,739	79,053	80,694	121,873
	日	570	580	601	903
	人	61	59	59	70
介護予防短期入所療養介護	千円	0	0	0	0
	日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

		第7期見込み			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
特定施設入居者生活介護	千円	1,666,284	1,771,168	1,927,099	2,354,762
	人	705	746	808	982
介護予防特定施設入居者生活介護	千円	111,786	117,369	125,570	154,108
	人	120	123	128	154

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

		第7期見込み			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
福祉用具貸与	千円	422,457	436,675	448,619	551,612
	人	2,385	2,468	2,541	3,139
介護予防福祉用具貸与	千円	58,113	61,273	64,907	82,899
	人	840	892	953	1,221



⑫ 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

		第7期見込み			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
特定福祉用具販売	千円	16,617	17,728	18,839	23,390
	人	44	47	50	62
介護予防特定福祉用具販売	千円	7,267	8,182	8,250	10,804
	人	23	26	26	34

⑬ 住宅改修・介護予防住宅改修

		第7期見込み			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
住宅改修	千円	25,184	28,654	32,960	44,225
	人	27	31	36	48
介護予防住宅改修	千円	33,742	35,578	37,414	45,021
	人	35	37	39	47

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

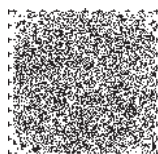
		第7期見込み			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
居宅介護支援	千円	616,358	627,286	661,353	791,148
	人	3,572	3,632	3,807	4,525
介護予防支援	千円	64,183	66,218	68,582	79,234
	人	1,085	1,119	1,159	1,339

(2) 地域密着型サービスの給付費

地域密着型サービスは、認知症や介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援するサービスです。第7期に整備を予定している「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）」及び「看護小規模多機能型居宅介護」の利用者の増加を見込み、推計しました。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

		第7期見込み			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	千円	49,846	49,869	49,869	49,869
	人	20	20	20	20



② 夜間対応型訪問介護

		第7期見込み			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
夜間対応型訪問介護	千円	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

		第7期見込み			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
認知症対応型通所介護	千円	160,090	165,500	184,770	261,458
	回	1,167	1,218	1,359	1,952
	人	122	123	132	155
介護予防認知症対応型通所介護	千円	0	0	0	0
	回	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

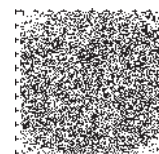
		第7期見込み			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
小規模多機能型居宅介護	千円	66,398	138,314	138,314	138,314
	人	26	54	54	54
介護予防小規模多機能型居宅介護	千円	3,330	5,553	5,553	5,553
	人	3	5	5	5

⑤ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

		第7期見込み			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
認知症対応型共同生活介護	千円	523,326	545,147	579,041	579,041
	人	170	177	188	188
介護予防認知症対応型共同生活介護	千円	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

		第7期見込み			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
地域密着型特定施設入居者生活介護	千円	0	0	0	0
	人	0	0	0	0



⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

		第7期見込み			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	千円	111,994	112,044	112,044	112,044
	人	34	34	34	34

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

		第7期見込み			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
看護小規模多機能型居宅介護	千円	111,701	111,751	166,722	227,126
	人	29	29	44	59

⑨ 地域密着型通所介護

		第7期見込み			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
地域密着型通所介護	千円	491,550	488,547	532,929	591,298
	回	5,505	5,596	6,147	6,885
	人	686	701	767	825

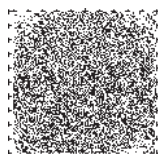
(3) 施設サービスの給付費

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、ひとりぐらし高齢者の増加や待機者の状況を踏まえ、第7期に整備を予定している180人分を見込みに加え推計を行っています。

また、新たな施設として医療・介護ニーズへの対応のための施設として「介護医療院」が創設されることから、利用者数を見込み、推計しています。

① 介護老人福祉施設

		第7期見込み			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護老人福祉施設	千円	2,428,340	2,982,666	2,998,495	3,122,021
	人	801	982	987	1,026



② 介護老人保健施設

		第7期見込み			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護老人保健施設	千円	1,085,829	1,110,051	1,087,732	1,177,925
	人	334	341	334	358

③ 介護医療院

		第7期見込み			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護医療院	千円	70,872	140,496	211,368	667,038
	人	16	32	48	155

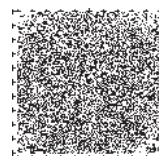
※ 平成 37 年度は介護療養型医療施設の数値も含みます。

④ 介護療養型医療施設

		第7期見込み			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護療養型医療施設	千円	372,331	285,965	215,093	
	人	86	66	50	

(4) 介護給付費計・予防給付費計

		第7期見込み			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付費計	千円	12,650,379	13,761,572	14,612,448	17,924,127
介護予防給付費計	千円	472,956	504,655	540,558	647,255



4 地域支援事業の見込み

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になる前に心身の状態を維持・向上させ、生活機能の改善を図ることで、地域において自立した日常生活を継続して送ることができるようにする事業です。この事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業・任意事業」を実施しています。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、介護保険制度改正に伴い予防給付の一部（「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」）が「地域支援事業」に移行したものです。

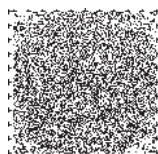
【地域支援事業費の推計】

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防事業費含む)	568,234	588,201	609,734	725,593
介護予防・生活支援サービス事業費 (諸費含む)	559,366	579,333	600,066	715,925
一般介護予防事業費	8,868	8,868	9,668	9,668
包括的支援事業・任意事業費	343,247	358,597	358,597	386,597
地域包括支援センター運営費	265,760	265,760	265,760	265,760
在宅医療・介護連携推進事業費	38,753	38,753	38,753	38,753
生活支援体制整備事業費	20,642	35,992	35,992	63,992
認知症総合支援事業費	10,800	10,800	10,800	10,800
地域ケア会議推進事業費	5,000	5,000	5,000	5,000
任意事業費	2,292	2,292	2,292	2,292
合計	911,481	946,798	968,331	1,112,190

5 医療計画との整合性

第7期計画では、医療病床の機能分化等が進むことに伴い、療養病床から生じる追加的需要について、介護サービスにおいて対応する部分を見込み反映しています。具体的には、東京都から示された算出方法を用いて、介護医療院等の介護施設や、訪問介護や訪問看護など在宅サービスにおいて必要量を推計しています。なお、在宅医療の新たなサービス必要量については、第7期計画策定に当たり医療及び介護の体制整備に係る協議の場において整合を図り推計しています。



6 第7期の総事業費の見込み

第7期中の介護保険給付に必要な費用の合計（総事業費）は、以下のとおりです、

(1) 総費用の見込みのまとめ

サービス種別ごとの介護給付費と高額介護サービス費などを合計した標準給付費と、地域支援事業費を合計した第7期における介護保険総事業費は、約491.8億円となります。

また、第6期と比較すると、介護保険総事業費は約51億円の増加となります。

【介護保険総費用の推計】

(単位：千円)

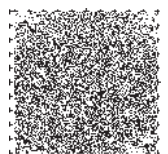
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	第7期計
■標準給付費	14,111,993	15,542,339	16,697,267	46,351,599
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	13,265,476	14,581,943	15,676,988	43,524,407
総給付費	13,123,335	14,266,227	15,153,006	42,542,568
一定以上所得者の利用負担の見直しに伴う財政影響額	14,586	22,956	25,028	62,570
消費税率等の見直しを勘案した影響額	156,727	338,672	549,010	1,044,410
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	363,376	426,484	430,154	1,220,014
高額介護サービス費等給付額	400,460	444,502	493,388	1,338,350
高額医療合算介護サービス費等給付額	66,378	72,466	79,124	217,967
算定対象審査支払手数料	16,302	16,945	17,613	50,859
■地域支援事業費	911,481	946,798	968,331	2,826,610
介護予防・日常生活支援総合事業費	568,234	588,201	609,734	1,766,169
包括的支援事業・任意事業費	343,247	358,597	358,597	1,060,441
■介護保険総費用	15,023,474	16,489,137	17,665,598	49,178,209

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

【第6期計画と第7期計画の比較】

	【第6期】	【第7期】	第6期 ⇒ 第7期
	平成28年10月	平成31年10月	
人口	229,220人	235,439人	6,219人(2.7%増)
第1号被保険者	49,125人	50,841人	1,716人(3.5%増)
認定者数	9,513人	10,603人	1,090人(11.4%増)
総事業費	第6期 (平成27~29年度) 440.5億円	第7期 (平成30~32年度) 491.8億円	第6期 ⇒ 第7期 51.2億円(11.6%増)

※ 第7期については、すべて推計値を使用。



第2節 サービスの基盤整備

1 基盤整備の基本的方向性

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で住み続けるためのサービス供給体制の確保のために、引き続き介護サービスの基盤整備が必要となります。

調布市では、これまでも施設・居宅サービスのバランスを勘案しつつサービス基盤の整備を進めてきました。

平成37年（2025年）に向けて、地域密着型サービスにおける基盤整備については、介護保険事業計画においてサービス基盤整備を進めるうえで目安とする区域として、日常生活圏域を第6期までの4つから8つの圏域とし、住み慣れた地域で自分らしく最期まで生活する「地域包括ケアシステム」の理念のもと、介護保険サービス全体のバランス等を考慮したうえで、基盤整備を進めていきます。

2 第7期における基盤整備の取組

（1）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

市内の特別養護老人ホーム待機者は435人、そのうち優先度が高い人が281人となっており、依然として待機者が多くいることから引き続き整備を進めます。

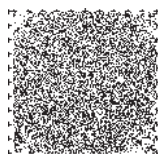
第7期は、1か所180床を整備します。近年、特別養護老人ホームはユニット型個室が多いものの、比較的入居費が低額な従来型多床室についても一定程度のニーズがあることから、180床のうち30床を従来型多床室として整備します。

（2）地域密着型サービス

調布市では、これまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域密着型サービスの整備を推進してきました。今後も、認知症高齢者の増加やその家族の支援を含め、第7期計画においては、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）」、「看護小規模多機能型居宅介護」の整備を行います。

（3）日常生活圏域ごとの基盤整備

基盤整備に当たっては、高齢者人口や高齢化率などを考慮し整備を進めてきました。第6期計画においては、4つの日常生活圏域に基づいて整備を進めてきましたが、第7期計画においては、これまでの4つの圏域を踏まえ、8つの福祉圏域を日常生活圏域として設定し整備を進めます。



【8つの福祉圏域における基盤整備の状況】

第三・石原・飛田給小学校圏域		
基礎数値	圏域人口	31,639人
	65歳以上人口	7,138人
	75歳以上人口	3,476人
	要介護認定者数	1,353人
整備状況	高齢化率	22.6%
	地域密着型通所介護	3か所
	認知症対応型通所介護	1か所

北ノ台・深大寺小学校圏域		
基礎数値	圏域人口	22,277人
	65歳以上人口	5,005人
	75歳以上人口	2,656人
	要介護認定者数	1,002人
整備状況	高齢化率	22.5%
	地域密着型通所介護	4か所
	認知症対応型共同生活介護	2か所
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1か所

上ノ原・柏野小学校圏域		
基礎数値	圏域人口	26,918人
	65歳以上人口	5,256人
	75歳以上人口	2,519人
	要介護認定者数	934人
整備状況	高齢化率	19.5%
	地域密着型通所介護	1か所
	認知症対応型共同生活介護	2か所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1か所

緑ヶ丘・滝坂小学校圏域		
基礎数値	圏域人口	25,174人
	65歳以上人口	5,167人
	75歳以上人口	2,813人
	要介護認定者数	970人
整備状況	高齢化率	20.5%
	地域密着型通所介護	3か所
	認知症対応型共同生活介護	1か所
	看護小規模多機能型居宅介護	1か所



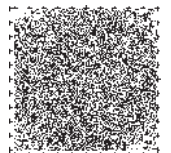
第一・富士見台・多摩川小学校圏域		
基礎数値	圏域人口	37,373人
	65歳以上人口	6,897人
	75歳以上人口	3,300人
	要介護認定者数	1,254人
整備状況	高齢化率	18.5%
	地域密着型通所介護	3か所
	認知症対応型共同生活介護	1か所

第二・八雲台・国領小学校圏域		
基礎数値	圏域人口	31,833人
	65歳以上人口	7,169人
	75歳以上人口	3,662人
	要介護認定者数	1,589人
整備状況	高齢化率	22.5%
	地域密着型通所介護	1か所
	認知症対応型通所介護	2か所
	認知症対応型共同生活介護	1か所

若葉・調和小学校圏域		
基礎数値	圏域人口	29,115人
	65歳以上人口	6,278人
	75歳以上人口	3,297人
	要介護認定者数	1,153人
整備状況	高齢化率	21.6%
	地域密着型通所介護	2か所
	認知症対応型通所介護	2か所
	小規模多機能型居宅介護	1か所
	認知症対応型共同生活介護	1か所

染地・杉森・布田小学校圏域		
基礎数値	圏域人口	26,536人
	65歳以上人口	6,440人
	75歳以上人口	3,317人
	要介護認定者数	1,100人
整備状況	高齢化率	24.3%
	地域密着型通所介護	5か所
	認知症対応型共同生活介護	2か所

※ 表中の人口は、平成29年4月1日現在。整備状況は、平成30年3月1日現在。



(4) 地域密着型サービスの基盤整備状況

日常生活圏域ごとの地域密着型サービス事業所数は、次のとおりです。

【地域密着型サービスの基盤整備状況】

		緑ヶ丘 滝坂 小学校 地域	若葉 調和 小学校 地域	上ノ原 柏野 小学校 地域	北ノ台 深大寺 小学校 地域	第二 八雲台 国領 小学校 地域	染地 杉森 布田 小学校 地域	第一 富士見台 多摩川 小学校 地域	第三 石原 飛田給 小学校 地域	合計
①	認知症対応型 通所介護		2か所 (24人)			2か所 (24人)			1か所 (12人)	5か所 (60人)
②	認知症対応型 共同生活介護	1か所 (18人)	1か所 (18人)	2か所 (36人)	2か所 (27人)	1か所 (18人)	2か所 (36人)	1か所 (18人)		10か所 (171人)
③	小規模多機能型 居宅介護		1か所 (29人)							1か所 (29人)
④	夜間対応型 訪問介護									0か所
⑤	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護				1か所 (29人)					1か所 (29人)
⑥	地域密着型特定施設 入居者生活介護									0か所
⑦	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護			1か所 (20人)						1か所 (20人)
⑧	看護小規模多機能型 居宅介護	1か所 (29人)								1か所 (29人)
⑨	地域密着型 通所介護	3か所 (37人)	2か所 (20人)	1か所 (14人)	4か所 (37人)	1か所 (10人)	5か所 (67人)	3か所 (43人)	3か所 (47人)	22か所 (275人)

※ 平成30年3月1日現在。

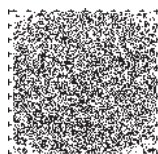
(5) 地域密着型サービスの整備

第7期計画期間における地域密着型サービスの整備は、次のとおりです。

各サービスとも未整備の圏域を中心に、他の圏域と比較し整備率が低い地域などを含めて、公募する圏域を設定し整備します。なお、地域密着型通所介護（共生型地域密着型通所介護を除く）については、平成30年3月末時点の事業所数を下回る等、整備が必要となった場合、募集期間等を定めたくうえで事業者を募集し整備します。

【基盤整備（必要定員数）】

【調布市全体】	第6期終了時点 (平成29年度末) (A)	第7期計画値 (B)			第7期終了時点 (平成32年度末) (A+B)
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
認知症対応型 共同生活介護	10か所 (171人)	—	1か所 (18人)	—	11か所 (189人)
小規模多機能型 居宅介護	1か所 (29人)	1か所 (29人)	—	—	2か所 (58人)
看護小規模多機能型 居宅介護	1か所 (29人)	—	—	1か所 (29人)	2か所 (58人)



第3節 持続可能な介護保険制度の運営

1 保険者機能強化に向けた地域マネジメントの推進

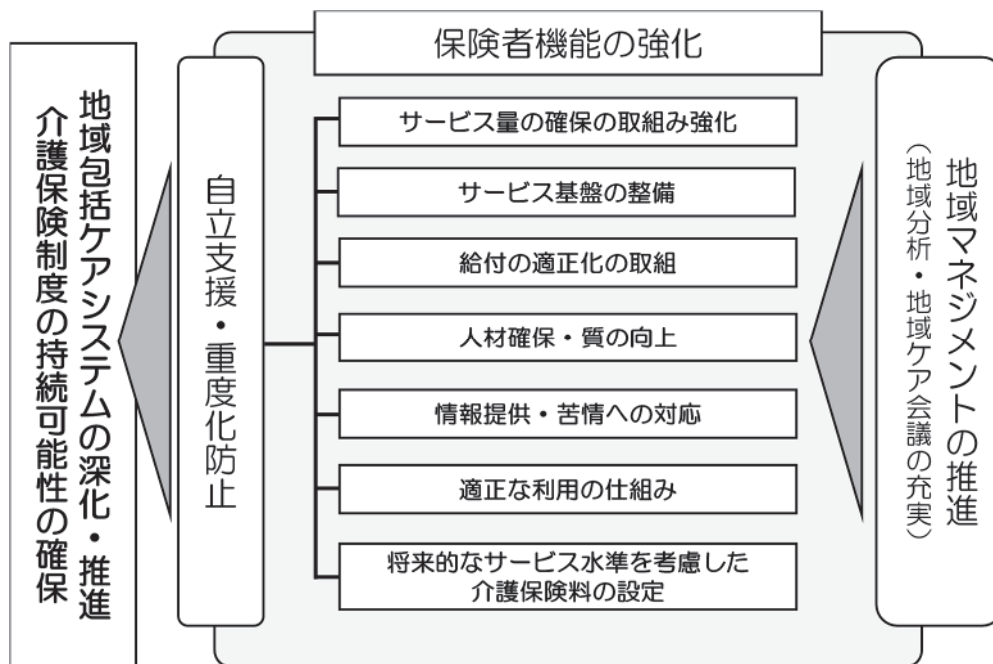
高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止，地域共生社会の実現を図るとともに，制度の持続可能性を確保することに配慮し，介護サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにする必要があります。

そのため各保険者では地域の実態把握・課題分析（地域マネジメント）を行い，それらを踏まえた自立支援・重度化防止の取組を立案し，介護保険事業計画に記載して実施し，その達成状況を評価報告することとなりました。

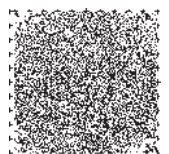
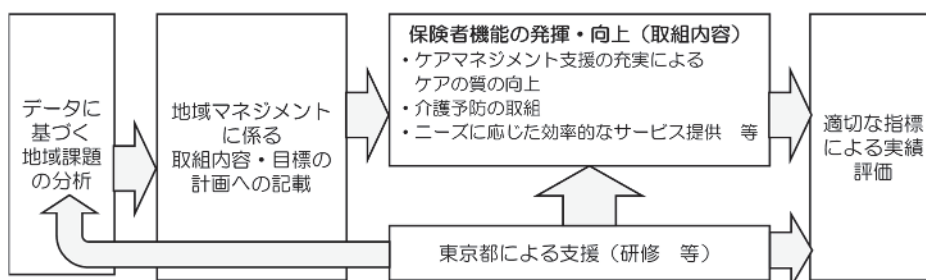
調布市においても，行ってきた取組をベースに，地域包括ケア「見える化」システムでの分析，実態調査の結果に基づき，その取組を検討していきます。それらを通して保険者機能を強化し，制度の円滑な運営と持続可能性の確保を行います。

保険者機能の強化における，自立支援・重度化防止及び地域マネジメントの取組に基づく，保険者機能の強化及び地域マネジメントの推進のイメージは以下の通りです。

【調布市の保険者機能の強化及び地域マネジメントの推進イメージ】



地域マネジメントの推進のイメージ



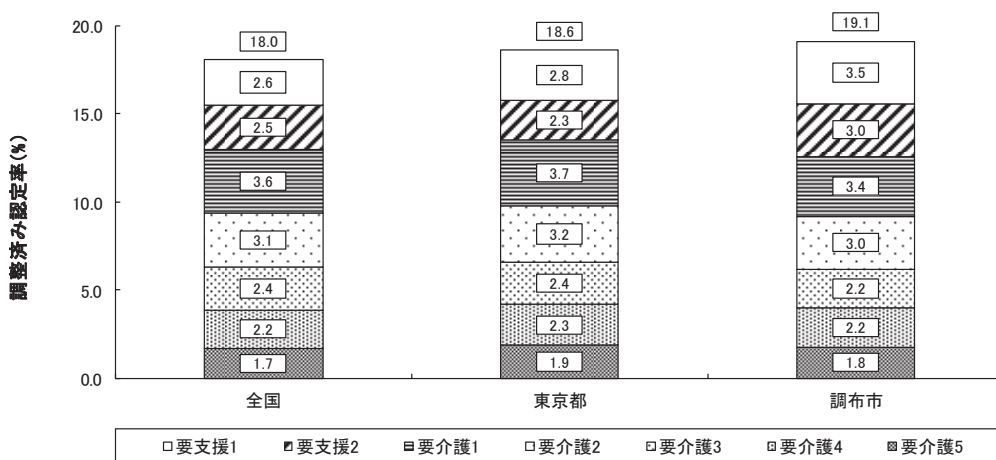
2 調布市の特徴(地域包括ケア「見える化」システムによる分析)

認定率を比較すると、調布市は、全国平均、東京都平均を上回っています。また、近隣他市と比較すると、要支援1、要支援2の認定率が高いことが特徴です。

サービス種類別に給付費をみると、介護老人福祉施設や特定施設などの施設系サービスに係る給付月額が高く、通所介護等の在宅サービスに係る給付月額が低くなっています。

また、居宅サービスの受給率を要介護度別に比較すると、要支援1と要支援2の受給率について東京都平均よりも高くなっており、介護予防の段階から積極的に介護保険のサービスを利用していることがわかります。

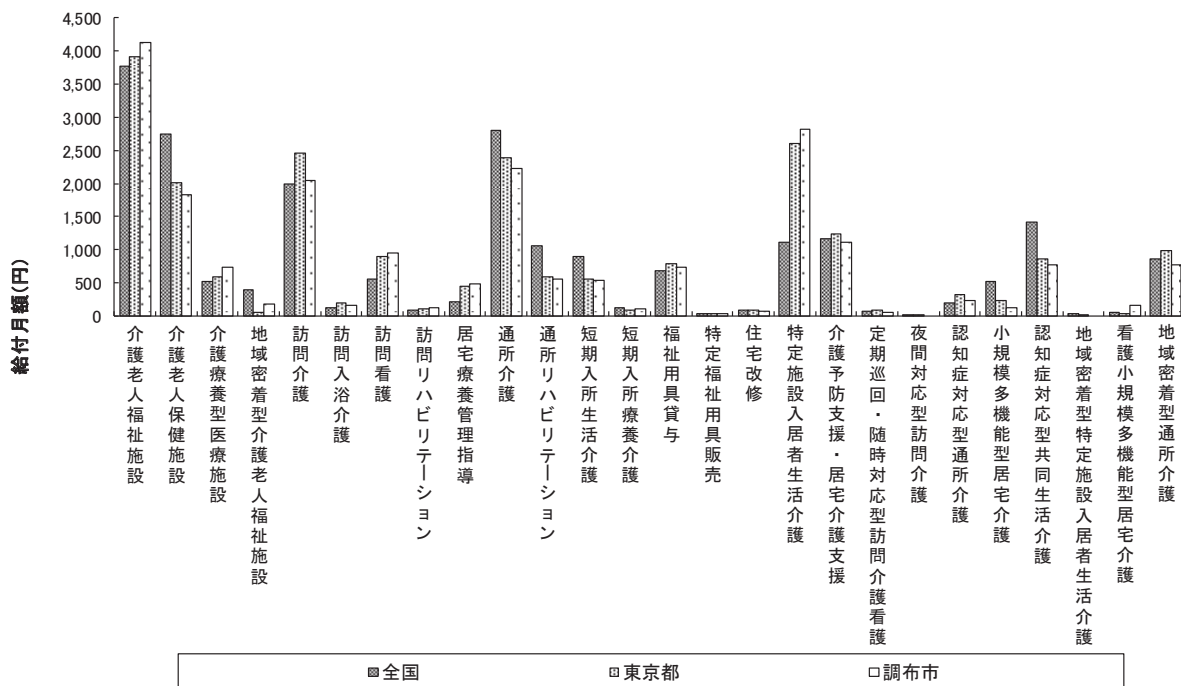
【調整済み認定率（要介護度別）】



(時点)平成28年(2016年)

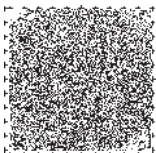
(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(平成28年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

【第1号被保険者1人当たり給付月額（サービス種類別）】



(時点)平成29年(2017年)

(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(平成28,29年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)



3 自立支援・介護予防・重度化防止に向けた取組

第7期計画の基本指針に示されたように、介護保険事業の現状や将来推計に基づき平成37年（2025年）に向けて、調布市においては、自立支援・介護予防・重度化防止に向けた取組として、「地域マネジメントの充実」、「市民参加による地域とのつながり促進」、「重度化防止の取組」の目標を設定します。

なお、取組成果の検証は、年齢等を調整した要介護認定率やサービスの受給率、一人当たりサービス費の変化などの分析により、在宅生活の限界点の向上も含めた取組を継続し、また、今後も実施する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」から、アウトカム指標とも考えられる、高齢者の意識（幸福度）、地域活動への状況、介護予防リスクの変化を分析し、その結果によって成果を検証します。

（1）地域マネジメントの推進

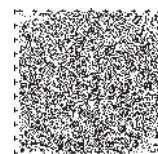
地域マネジメントの主要な取組として、地域ケア会議の推進、総合事業の体制整備、介護保険サービスの利用状況把握を行い、円滑な制度運営を図ります。

取組	趣旨	目標
地域ケア会議の開催 (P32, 79)	各地域包括支援センターが、ネットワーク構築、地域課題の把握、地域づくり、政策形成、個別ケースの対応、関係者スキルの向上といったテーマを決め、地域ケア会議を開催する。	各地域包括支援センター会議各3回
第2層の地域支え合い推進員の拡充 (P34, 88)	実際に地域に出向き、ニーズ把握や活動支援を行うことで、市民参加による地域づくりを推進する第2層の地域支え合い推進員を増員する。	第7期計画期間中の2人増員と、平成35年度までの全福祉圏域への配置

（2）市民参加と地域とのつながりの促進

調布市の高齢者施策で進めてきた、市民参加と地域とのつながりを促進する取組を通して、介護予防の取組を推進します。

取組	趣旨	目標
1 市民参加による、高齢者の自立支援のための取組		
認知症への理解の促進 (P38, 98)	認知症の方が地域で安心して暮らしていけるよう、認知症に対する理解を幅広い年代に広める。	認知症サポーター養成講座 受講者数合計 ：第7期計画期間終了までに 1万人

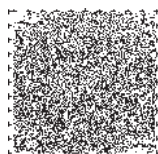


取組	趣旨	目標
1 市民参加による、高齢者の自立支援のための取組		
調布市高齢者家事援助ヘルパーの養成 (P33, 83, 84)	不足する介護人材の確保を目的として、ひとりぐらし高齢者の生活支援、家事援助を行う調布市高齢者家事援助ヘルパーを養成する。	調布市高齢者家事援助ヘルパー養成研修の受講者数：年 40 人
2 地域とつながる介護予防を進めるための取組		
介護予防健診の参加者の増加 (P35)	介護予防健診おたっしゃ21に参加をすることで、介護が必要とならないためのポイントが確認でき、生活機能を保つための方法の一つとして「通いの場」等の利用を勧める。	「おたっしゃ21」の受診者数：年 300 人
一般介護予防事業の拡充 (P35, 36, 85, 86)	介護予防活動の普及啓発、住民主体の介護予防活動の育成・支援を拡充することで、介護予防活動に参加する人を増やす。	知って活かそう介護予防：年 30 回 ステップアップ教室：年 30 回 からだと用具の総合相談室：年 12 回 介護予防講演会：年 2 回
地域介護予防活動支援事業の拡充 (P86)	地域において住民主体の介護予防活動が行えるよう、人材の育成や支援を行う。	住民主体の介護予防活動の支援団体数：年 10 団体

(3) 重度化防止の取組（目指すべき方向性についての考え方の共有）

ケアマネジメントの充実による質の高いサービスの提供、認知症や医療ニーズへの対応など、目指すべき方向性についての考え方の共有に関する取組を行います。

取組	趣旨	目標
地域密着型サービス事業所の支援	地域密着型サービスの連絡会の開催や、運営推進会議の運営を支援することにより、事業所が地域における認知症普及啓発の拠点となるよう連携する。	認知症高齢者グループホーム連絡会の開催 認知症対応型通所介護事業所連絡会の開催 運営推進会議への参加
介護支援専門員に対する支援の拡充	研修会を開催し、能力の向上を図るとともに、ケアマネジメントに関する基本方針を伝え、考え方を共有する。	介護支援専門員を対象とした研修会の開催



4 給付の適正化と質の向上に向けた取組

介護給付の適正化とは、介護サービスを必要とする方を適正に認定し、適切なケアマネジメントを実施し、事業者が適正にサービスを提供するよう促すことです。

適正なサービス提供の確保と、その結果としての費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図ることが、介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な制度の構築に資することになります。

第7期計画においては、介護保険法の改正に伴い、市区町村の介護保険事業計画において、地域の実情やこれまでの介護給付適正化の取組を踏まえ、実施する取組の内容やその目標などを定めることとなりました。

そのため、具体的な取組内容等を定めた「東京都第4期介護給付適正化計画」と整合を図ったうえで、適正化に向けた取組を実施します。

(1) 要介護認定の適正化

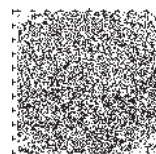
全国一律の基準に基づき要支援・要介護認定を行う必要があります。適切に認定審査が行われるよう、調査員研修を継続して実施します。また、各審査会における審査等、合議体・委員間で情報を共有し、認定審査の平準化を図ります。

基本的考え方	取組目標
全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切に実施される。(要介護認定の平準化)	○要介護認定の調査項目の選択率や審査判定の傾向・特徴を把握する。

(2) ケアプランの点検

主任介護支援専門員を中心に、ケアプラン点検を行い、利用者の自立支援に資するケアプランになっているかを、介護支援専門員とともに確認しながら気づきを促します。また、点検から得られた共通の課題や悩み、つまづきなどを周知するとともに研修会を開催する等、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

基本的考え方	取組目標
保険者と介護支援専門員が協力してケアプラン点検を適切に実施することで、自立支援に資するケアマネジメントを達成する。	○「保険者と介護支援専門員がともに行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を参考に、主任介護支援専門員を中心にケアプラン点検を実施する。



(3) 住宅改修・福祉用具の点検

利用者の心身の状態にあった住宅改修とは何か、こういった点に留意すればよいかなど、介護支援専門員や施工業者の理解をさらに促し、適切な住宅改修が行われるよう、利用者の訪問調査を実施します。また、調査の際に点検すべき項目を記載したチェックシートの見直しを適宜行い、事業内容の充実を図ります。また、福祉用具利用者に対する訪問調査も引き続き実施します。

基本的考え方	取組目標
受給者の実態にそぐわない不適切または不要な住宅改修・福祉用具の利用を排除し、利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修・福祉用具の利用を進める。	○住宅改修事業者に対して、介護保険住宅改修の趣旨・手続きなどを普及啓発する。 ○改修工事を行おうとする利用者や福祉用具の利用者に対する訪問調査について、より効果的な調査になるよう検討・実施する。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

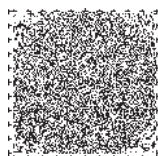
利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、点検を行います。また、医療保険の入院情報と介護保険の給付情報の突合や、事業者への照会・確認を行うことで、請求内容の適正化を図ります。

基本的考え方	取組目標
報酬請求が誤っている可能性の高い事業所に対して確認等適切な処置を行い、適正な報酬請求を促す。	○介護サービス事業者等に支払われた介護報酬について、複数月にまたがる支払状況の確認や医療保険と介護保険との給付情報の突合を行い、提供されたサービスの整合性等について、点検を行う。

(5) 介護給付費通知

利用者が自分の受けた介護サービスを改めて確認し、適切なサービスの利用について検討し、また、事業者に必要なサービス提供を啓発するために、事業者の介護報酬等について、利用者に対して、介護給付費通知を送付します。送付する際には、介護保険制度の説明や、通知の見方についてのリーフレットを同封するなど、より効果的な実施方法を検討します。

基本的考え方	取組目標
受給者や事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発するとともに、介護給付適正化を進める目的や意義を共有する。	○わかりやすく、かつ効果的な介護給付費通知となるよう検討する。



5 介護保険制度の円滑な運営

(1) サービスの質の向上に対する取組

① 介護支援専門員調布連絡協議会、介護保険サービス事業者調布連絡協議会への支援
利用者が安心してサービスを受けることができるよう、介護支援専門員調布連絡協議会や介護保険サービス事業者調布連絡協議会との連携を強化します。

② 介護支援専門員への研修の実施

平成30年度から居宅介護支援事業者の指定権限が市区町村へ移譲されます。そのため、これまで以上にケアマネジャーの質の向上と適切なケアマネジメントの実施を図るため、研修会を実施します。

③ 介護人材の確保・育成

介護ニーズに的確に対応し、サービスを安定的に供給するため、施設整備に合わせた人材確保と、質の高いサービスを提供できる人材の育成を行います。そのため、「調布市福祉人材育成センター」と連携し、人材の確保・育成に努めます。

また、介護人材の確保のための新たな取組についても、事業者等のニーズを踏まえ検討します。

④ 福祉サービス第三者評価・介護サービス情報公表システムの活用支援

介護サービス事業所には、福祉サービス第三者評価等の受審を促し、市民にはホームページでの活用を促します。同様に介護サービス情報公表システムについても、情報提供を行い、活用を促します。

(2) 利用者への情報提供・支援

① 情報の収集と情報提供体制の充実

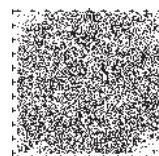
市報やホームページ、調布エフエム放送、ケーブルテレビなどの媒体を活用した情報提供や、市民を対象とした「出前講座」を第6期に引き続き実施します。

また、介護保険制度改正の内容を含めた「介護保険制度の概要」を発行する等、よりわかりやすく介護保険制度を伝える工夫をし広報を行います。

② 相談・要望などへの対応

介護サービスの苦情については、調布市、事業所、東京都国民健康保険団体連合会に窓口が設置され、各機関が特性を活かした対応を行っています。

引き続き、東京都及び東京都国民健康保険団体連合会と連携しながら、相談・要望などへの対応を行います。



(3) 介護保険サービス利用料の負担軽減

① 特定入所者生活介護サービス費の支給（負担限度認定制度）

低所得の要介護者等が、介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用した場合、食費・居住費について、補足給付として特定入所者介護（介護予防）サービス費を支給するものです。

② 高額介護サービス費の支給

介護サービスを利用した要介護（支援）者が、1か月間に支払った利用者負担額が一定の上限を超えたとき、申請により高額介護（介護予防）サービス費として支給するものです。

③ 高額医療合算介護サービス費の支給

医療保険及び介護保険の利用者の負担を軽減するものとして、各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、医療及び介護両制度における自己負担額が、一定の上限額を超える部分について、支給するものです。

④ 生計困難者に対する利用料の負担軽減制度

低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的として、利用料及び食費・居住費の負担を軽減するものです。なお、この対象サービスを拡大し、軽減主体についても、すべての事業者に拡大した介護サービス提供事業者による軽減制度も継続して実施します。

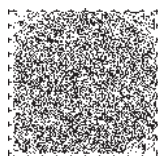
(4) 介護保険制度改正への対応

① 共生型サービスへの対応

高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、高齢者や障害者などがともに利用できる「共生型サービス」が介護保険、障害福祉両方の制度に位置付けられました。そのため、必要な情報提供を図るとともに、総合的な援助が必要な方に対して、両制度を円滑に利用することができるよう支援していきます。

② 指定居宅介護支援事業者の指定権限の移譲に対する対応

平成30年4月から指定居宅介護支援事業者の指定監督権限が都道府県から市区町村へ移譲されます。そのため、事業者指定に係る事務を適正に行うとともに、ケアマネジャーの資質の向上を含め、適切なケアマネジメントを推進していくため、支援の充実を図ります。さらには、今後、重度者や医療の必要が高い利用者が増えていくと想定されるため、医療職と連携し、利用者に対する適切なケアマネジメントを実施することができるよう必要な支援を実施していきます。



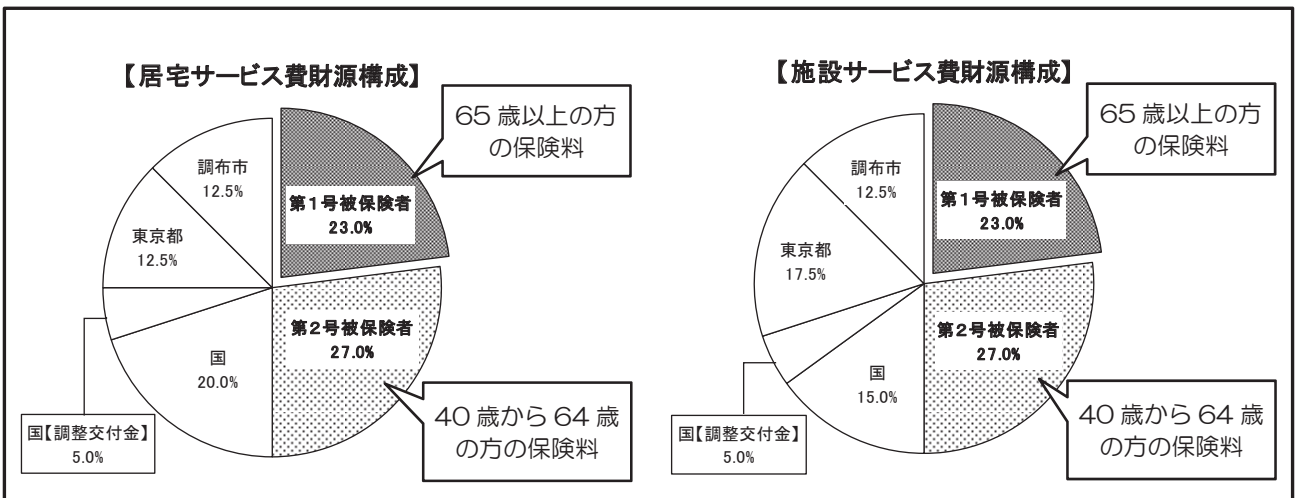
第4節 介護保険料

1 介護保険事業費の財源構成

(1) 総事業費の財源構成

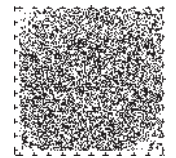
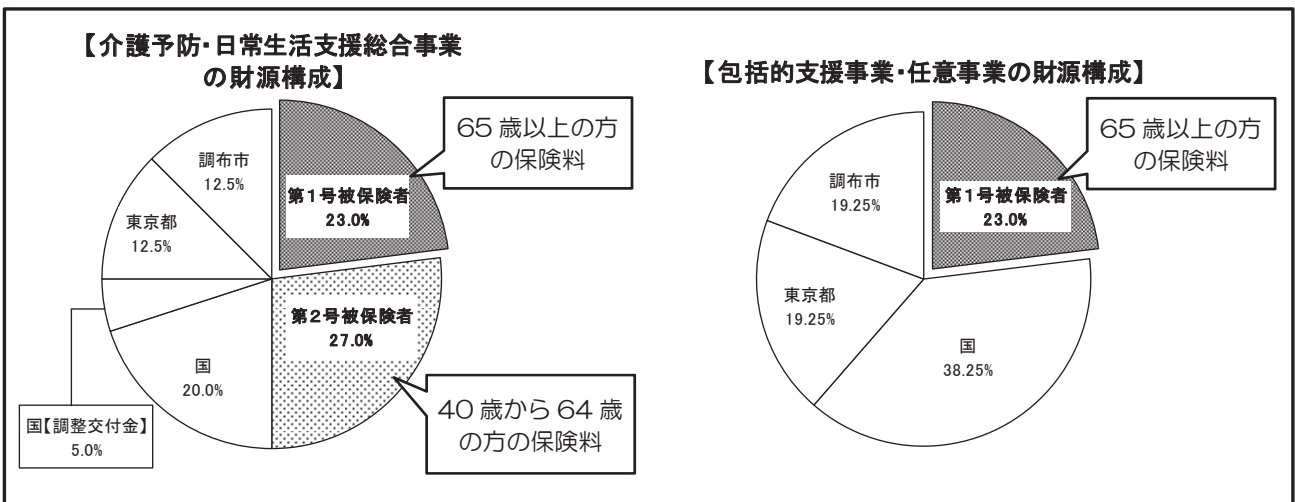
① 標準給付費の財源構成

介護保険サービスに係る給付費は、サービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費で負担します。第1号被保険者の負担割合については、第6期計画中の22%から、第7期計画期間中においては23%となります。



② 地域支援事業費の財源構成

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」があり、それぞれの財源構成は、次のとおりです。



2 介護保険料算出の要素

(1) 見込み量と保険料のバランス

第1号被保険者の保険料は、計画期間中のサービス見込み量に応じたものとなり、見込み量が多ければ保険料が上がり、少なければ下がることとなります。要介護認定者の増加、基盤整備などによる給付増に伴い介護保険料基準額も上昇することとなります。

(2) 調整交付金に対する負担

調整交付金は、市町村間における介護保険財政を調整するため、第1号被保険者の年齢階級の分布状況、第1号被保険者の所得の分布状況などを考慮するとともに、市町村において災害その他特別の事情が発生した際における利用者負担の減免を行ったことによる市町村の負担を考慮して国が交付を行うものです。

なお、普通調整交付金の交付基準の年齢区分について、第6期中は65～74歳、75歳以上の2区分であったものが、第7期中は3区分（65～74歳、75～84歳、85歳以上）となります。

(3) 介護報酬の改定

平成30年度の介護報酬改定は、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止に資する質の向上、多様な人材の確保と生産性の向上、介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保を基本的考え方として行われ、全体で0.54%上昇することとなりました。第7期計画においては、その上昇分を考慮し、介護給付費を推計しています。

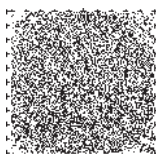
(4) 介護保険給付費等準備基金の活用

介護保険給付費等準備基金は、介護保険給付費の財源として、過不足を調整するために設置された基金で、3年間の介護保険事業計画により積立と取り崩しの計画を立てます。

第7期保険料の設定に当たっては、第6期終了時の積立を第7期で取崩し活用します。

(5) 財政安定化基金

財政安定化基金は、介護保険料の不足が生じたときに、市町村に対して資金の交付や貸付を行うことを目的に、都道府県に設置されたものです。なお、第7期については、この基金の活用は見込んでいません。



3 第7期介護保険料の設定

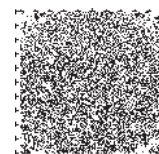
第7期における第1号被保険者の介護保険料基準額は、月額5,600円と設定します。
 介護保険法における第7期第1号被保険者の介護保険料標準所得段階は、9段階となります。
 調布市では、負担能力に応じたきめ細やかな保険料設定を行うため、多段階化を継続して実施します。

【所得段階別の保険料】

所得段階	対象者	基準額に対する割合	月額保険料 年間保険料
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者及び世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市町村民税非課税で、前年中の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.45	2,520円
			30,240円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、所得段階が第1段階以外の方で、前年中の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方	0.625	3,500円
			42,000円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、所得段階が第1段階及び第2段階以外の方	0.75	4,200円
			50,400円
第4段階	本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯の中に市町村民税課税者がいる方のうち、本人の前年中の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.8	4,480円
			53,760円
第5段階	本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯の中に市町村民税課税者がいる方のうち第4段階以外の方	1	5,600円
			67,200円
第6段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	1.1	6,160円
			73,920円
第7段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.25	7,000円
			84,000円
第8段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.5	8,400円
			100,800円
第9段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.7	9,520円
			114,240円
第10段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.9	10,640円
			127,680円
第11段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方	2.2	12,320円
			147,840円
第12段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.4	13,440円
			161,280円
第13段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が1,500万円以上3,000万円未満の方	2.65	14,840円
			178,080円
第14段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が3,000万円以上の方	2.9	16,240円
			194,880円

なお、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）度には、高齢化率は21.8%となることが想定されます。

高齢者人口等の増加、サービス見込量等についてこれまでの増加量等を考慮し算定すると、平成37年（2025年）度の介護保険料は8,000円を超えることが見込まれます。



【保険料の算出方法】

$$\boxed{\text{月額基準額}} = \boxed{\text{① 保険料収納必要額}} \div \boxed{\text{② 予定保険料収納率}} \div \boxed{\text{③ 補正第1号被保険者数}} \div 12 \text{ か月}$$

① 保険料収納必要額 = 10,496,795,440 円

② 予定保険料収納率：98.0%

③ 補正第1号被保険者数：159,387 人

$$\boxed{\text{月額基準額}} = 10,496,795,440 \text{ 円} \div 98.0\% \div 159,387 \text{ 人} \div 12 \text{ か月} \div \boxed{\text{5,600 円}}$$

4 低所得者の負担軽減の取組

① 介護保険料の減免

第1号被保険者の介護保険料について、第6期では、所得段階が第2段階、第3段階で、収入・預貯金、扶養関係などの要件を満たす方を対象に、介護保険料の軽減を実施しました。第7期においても継続して実施します。

【独自減額制度の内容】

対象者	所得段階が第2段階、第3段階で、収入・預貯金が一定額以下であり、扶養関係、資産状況についても基準に該当する方
減額内容	第2段階、第3段階から第1段階の保険料へ減額
対象者数	約40人（3年間）
減額総額	600,000円（3年間）

② 低所得者の保険料軽減

平成27年4月1日から公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが出来たことを受け、第6期から所得段階第1段階の保険料について、基準額に対する割合を0.5から0.45に引き下げる軽減の強化を実施しました。第7期についても、この仕組みを活用して実施していきます。

